

# 料 金 表

● 【サービス利用料金（目安）】

\*ご契約者の状況により異なります。また、小数点以下の処理等により多少の誤差が発生します。

一般世帯の方：第4段階

介護度	介護サービス費			食費	居住費	1ヶ月利用料		
	1割	2割	3割			1割	2割	3割
1	774 円	1,547 円	2,320 円	1,550 円	2,600 円	147,720 円	170,910 円	194,100 円
2	845 円	1,689 円	2,533 円			149,850 円	175,170 円	200,490 円
3	921 円	1,842 円	2,762 円			152,130 円	179,760 円	207,360 円
4	993 円	1,986 円	2,979 円			154,290 円	184,080 円	213,870 円
5	1,063 円	2,126 円	3,189 円			156,390 円	188,280 円	220,170 円

市民税非課税世帯：第3段階①（年金収入等80万円超120万円以下）・第3段階②（年金収入等120万円超）

介護度	介護サービス費	食費		居住費	1ヶ月利用料	
		第3段階①	第3段階②		第3段階①	第3段階②
1	774 円	650 円	1,360 円	1,310 円	82,020 円	103,320 円
2	845 円				84,150 円	105,450 円
3	921 円				86,430 円	107,730 円
4	993 円				88,590 円	109,890 円
5	1,063 円				90,690 円	111,990 円

市民税非課税世帯：第2段階（年金収入等80万円以下）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	1ヶ月利用料
1	774 円	390 円	820 円	59,520 円
2	845 円			61,650 円
3	921 円			63,930 円
4	993 円			66,090 円
5	1,063 円			68,190 円

高齢福祉年金・生活保護受給者：第1段階

介護度	介護サービス費	食費	居住費	1ヶ月利用料
1	774 円	300 円	820 円	56,820 円
2	845 円			58,950 円
3	921 円			61,230 円
4	993 円			63,390 円
5	1,063 円			65,490 円

● 上記介護サービス費に含まれる加算項目

加算項目	金額	加算要件
	(1割の場合)	
① 看護体制加算Ⅰ	5 円	常勤の看護師を配置
② 看護体制加算Ⅱ	9 円	看護職員を最低基準+1以上配置
③ 夜勤職員配置加算Ⅱ	19 円	夜勤帯の職員を最低基準+1以上配置
④ 個別機能訓練加算	13 円	機能訓練指導員を配置し、個別の機能訓練計画を作成
⑤ 日常生活継続支援加算Ⅱ	48 円	要介護4・5、重度認知症の方の割合や介護福祉士の配置割合が一定以上

● 介護職員処遇改善費として、介護サービス費の8.3%が上記に加算されます。

● 介護職員等特定処遇改善費として、介護サービス費の2.7%が上記に加算されます。

● その他の料金

・おやつ代	110 円／日 (税込)
・電気器具の使用料	50 円／日 (税別)
・文書料	300 円／回 (税別)
・複写物の交付	10 円／枚 (税込)
・貴重品の管理	3,000 円／月 (税別)
・診療費、理美容代、行事費等は実費のご負担となります。	

- 利用者負担限度額認定制度 (\*認定には、市町村の介護保険課にて申請が必要になります。)  
本人世帯の所得額に応じ、利用者負担が減額されます。詳しくは市町村介護保険課にご相談ください。

● 加算について（該当する場合）

加算項目		金額	加算要件
		(1割の場合)	
①	初期加算	32円/日	入所日から30日の間、生活に慣れるための支援の提供
②	入院・外泊時費用	257円/日	外泊時に、居室・ベッドをそのまま確保する際に算定
③	外泊時費用 (在宅サービスを利用した場合)	586円/日	外泊時に、在宅サービスを利用する際に算定
④	療養食加算	7円/回	主治医の指示により疾患治療として特別な食事を提供（1日につき3回を限度）
⑤	生活機能向上連携加算Ⅱ	105円/月	外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、個別機能訓練計画を作成した場合に算定
⑥	A D L維持等加算Ⅰ	32円/月	A D Lを評価し、その評価に基づく値が0以上である等の基準を満たした場合に算定
⑦	若年性認知症入所者受入加算	126円/日	65歳未満の認知症の方にその方の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に算定
⑧	精神科医師による療養指導	6円/日	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上行った場合に算定
⑨	再入所時栄養連携加算	209/回	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理の調整を行った場合に算定
⑩	栄養マネジメント強化加算	12円/月	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定
⑪	経口移行加算	30円/日	経口による食事摂取への支援を実施した場合に算定
⑫	経口維持加算Ⅰ	418円/月	経口による食事摂取が継続できるよう栄養管理を行った場合に算定
⑬	経口維持加算Ⅱ	105円/月	上記をさらに医師等の専門職が実施した場合に算定
⑭	口腔衛生管理加算Ⅰ	94円/月	歯科医師等が口腔ケアを月2回以上行い、口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定
⑮	口腔衛生管理加算Ⅱ	115円/月	上記をデータ化し、厚生労働省に報告した場合に算定
⑯	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4円/月	褥瘡発生を予防するため、定期的に評価し、その結果に基づき計画的に管理した場合に算定
⑰	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14円/月	褥瘡発生リスクがあると認められた方が、計画的な管理により、褥瘡が発生しなかった場合に算定
⑱	排せつ支援加算Ⅰ	11円/月	排せつに介護を要し、その状態が軽減すると医師等が判断した方に対して、支援計画の作成及び支援を行った場合に算定
⑲	排せつ支援加算Ⅱ	16円/月	上記支援を行った結果、排尿・排せつの一方が改善、またはおむつが使用ありから使用なしとなった場合に算定
⑳	排せつ支援加算Ⅲ	21円/月	上記のどちらも改善した場合に算定
㉑	自立支援促進加算	314円/月	6ヶ月に1回医学的評価を行い、医師が支援計画の策定に参加し、3ヶ月に1回支援計画の見直しを行った場合に算定
㉒	科学的介護推進体制加算Ⅰ	42円/月	入所者の心身の状況等をデータ化し、そのデータに基づき計画を策定、実施した場合に算定
㉓	安全対策体制加算	21円/日	事故防止の担当者を設置し、委員会・指針等を整備した場合に算定（入所日に限る）
㉔	認知症行動・心理症状緊急対応加算	209円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所対応を行った場合に算定

②⑤	退所前後訪問相談援助加算	481円／回	入所者の退所に先立って退所後生活する居宅（他の社会福祉施設等）を訪問し各サービスについての相談援助を行った場合。退所後に訪問し相談援助を行った場合にそれぞれ一回算定
	退所時相談援助加算	418円／回	退所時に、退所後のサービスについて相談援助を行い、市町村等に対して、必要な情報を提供した場合に算定
	退所前連携加算	523円／回	入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業所に対して退所後に利用するサービスに必要な情報を提供し、サービス利用にかかる調整を行った場合に算定。
②⑥	在宅・入所相互利用加算	42円／日	複数の方であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて居室を計画的に利用する場合に算定
②⑦	配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間の場合）	680円／回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、入所者の診察を行った場合に算定 早朝：午前6時から午前8時まで 夜間：午後6時から午後10時まで 深夜：午後10時から午前6時まで
②⑧	配置医師緊急時対応加算 （深夜の場合）	1,359円／回	
②⑨	看取り介護加算（Ⅱ）	76円／日	入所者に対し、看取り介護を行った際に死亡日以前31日～45日について算定
		151円／日	死亡日以前4日～30日について算定
		816円／日	死亡日の前日・前々日において算定
		1,652円／日	死亡日について算定